

# 第 1 0 回 千 曲 市 都 市 計 画 審 議 会

## 議 事 録

平成 2 4 年 4 月 1 2 日

千 曲 市 都 市 計 画 審 議 会

## 第10回千曲市都市計画審議会 議事録

### ◎ 課 長

本日は、委員の皆様には大変お忙しいところ、定刻ご出席をいただき誠にありがとうございます。

ただいまから、第10回千曲市都市計画審議会を開催いたします。

それでははじめに、会長さんより召集のあいさつをお願いいたします。

### ◎ 会 長

本日、第10回千曲市都市計画審議会の開催をいたしましたところ、委員の皆様方におかれましては大変ご多用中にもかかわらず、多くの委員の皆さまにご出席を賜りまことにありがとうございました。今回は市長からの諮問案件に対し皆様方にご審議いただくこととなります。慎重にご審議いただき答申につきましては次回の都市計画審議会で行いたいと思います。ご理解とご協力をお願い申し上げまして会議に先立ちましての会長のあいさつにかえさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

### ◎ 課 長

今回の都市計画審議会は新年度になってはじめての審議会であり事務局体制が変わりましたので改めて皆様で自己紹介をお願いします。

(自己紹介)

### ◎ 課 長

ここで委員の皆さんの出席状況をご報告を申し上げます。

本日は全委員の出席をいただきました。千曲市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

次に日程第4の議事に入る前にお手元の資料の確認をお願いします。

はじめに会議次第、次に都市計画審議会名簿、次に諮問第1号千曲市都市計画道路の変更(千曲市決定)について、これは郵送されたものでございます。

次に諮問第2号千曲市都市計画道路の変更(長野県決定)について、これも郵送されたものでございます。次に緑の基本計画(案)、これも郵送されたものでございます。以上ご確認いただけたでしょうか。それでは審議会条例第4条第2

項により、議長は会長さんをお願いします。

◎ 議 長

それでは不慣れな者でございますけども、さっそく議事の方に移らせていただきます。日程第4の議事に入ります。なお議事録の署名委員をこちらから指名をさせていただきます。清水八重子委員さんと徳原敏昭委員さんをお願いします。どうぞよろしくをお願いします。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを認めます。

◎ 市 長

皆さん改めて市長の近藤でございます。何とぞよろしくお願ひいたします。平素は大変都市計画審議会で色々ご活躍を賜りまして心から厚く御礼申し上げる次第でございます。今日は第10回千曲市都市計画審議会ということで大変お忙しい中をお運びいただきましたことを心から厚く感謝申し上げます。今回諮問をお願いいたします案件につきましては、千曲計画道路13路線の変更と廃止であります。本案件につきましては過去2回のこの審議会で慎重にご審議を頂戴しております、それらの内容を踏まえて更なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。それでは諮問を会長さんをお願いを申しあげます。

(諮問書を朗読した後、会長に渡す)

◎ 事務局

ここで市長は他に公務がございますので、ここで退席させていただきます。ご了承下さい。

◎ 議 長

ただいま市長より諮問がありました諮問案件は2件であります。これより審議に入ります。諮問第1号「千曲都市計画道路の変更（千曲市決定）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

◎ 事務局

(諮問第1号朗読)

説明の前にご報告申し上げます。千曲都市計画道路13路線の廃止・変更に伴う素案の閲覧を2月27日から3月23日まで行った結果、公述の申し出がありませんでしたので、公聴会は中止となったことをご報告申し上げます。

また、今回の計画案につきましては、過去2回の審議会においても慎重にご審議いただいております非常に重要な案件でありますので本日は諮問及び質疑応答までとし、来週16日から計画案の法定縦覧を行います。その中で市民の意見もお聞きしたところで、次回の審議会、5月7日を予定しておりますが、計画案の承認及び答申をそこで行いたいと思っておりますのであらかじめよろしくお願いいたします。

それでははじめに諮問第1号「千曲都市計画道路の変更（千曲市決定）について」説明申し上げます。

事前に配布させていただきました、千曲都市計画道路の変更（千曲市決定）の綴りをご覧ください。その中の1ページをお開きください。

今回ご審議いただく変更および廃止路線の一覧表となっております。変更および廃止の理由といたしましては、本都市計画区域において社会情勢等を勘案し街路網の見直しを行った結果、9路線につきまして、2路線を起点の変更、7路線の廃止を行うものであります。

続きまして次のページ、2ページになりますが、A3版の千曲都市計画道路の変更総括図（千曲市決定）をお開き下さい。廃止および起点を変更する都市計画道路を申し上げます。

まず最初に廃止する都市計画道路を申し上げます。図面の上の方から参ります。「3・4・18川西線」を、その下の方をご覧ください、上山田地区になりますけれども、「3・6・12戸倉温泉通り線」を、さらにその下の方になりますが、「3・4・25羽場線」を、その右横になります「3・4・26上山田線」を、さらにその右横をご覧ください、「3・5・27力石線」を、その上の方へ参りまして「3・6・11向島線」を、図面中央の右の方をご覧くださいと思います。「3・6・10北町線」をそれぞれ廃止するものでございます。

次に、起点を変更する都市計画道路を申し上げます。

図面の左の下をご覧ください。「3・6・7新世界通り線」を、道路延長370mから250mに、図面中央右、「3・6・9東町観世通り線」を「3・4・9東町観世通り線」に、道路延長を1,050mから270mに、道路幅員を8mから16mに変更するものです。次のページをお開きください。

今回の千曲都市計画道路（千曲市決定）の変更理由書でございます。次のページをお開きください。今回の千曲都市計画道路（千曲市決定）の変更の経緯及び今後のスケジュールとなっております。

今後の予定であります、本日本審議会におきまして諮問され計画案は次回

の審議会までの間継続審議となります。

その後16日に計画案の広告を行い、同日から5月1日までの間、都市計画法第17条第1項の規定によりまず計画案の縦覧を行います。資料では日にちが空欄になっておりますが、5月7日に都市計画審議会にて計画案の承認及び答申を経まして、すみません7日とご記入をお願いします。県決定分と足並みをそろえることから6月上旬に開催される県の都市計画審議会の終了後に都市計画決定の告示および縦覧等の都市計画変更の手続きを行う予定でございます。

以上で諮問第1号「千曲都市計画道路の変更（千曲市決定）について」の説明を終わります。

◎ 議 長

はい、どうもありがとうございました。只今事務局から説明がありましたわけですが何かご質問はございますでしょうか。

◎ 委 員

ここまで進んできている中で提示をされている物以外の件についてですね、これは発言をしてよろしいかどうか、お尋ねを事務局にする訳ですけれども、今出ている物だけに絞って審議をするということになれば他の事は申し上げられません、一応それを前置きとして発言をさせていただきたいと思います。八幡のお八幡さんのところを通っているこちら側でいえば伊勢社のところから自動車学校の辺からずーっといっているこの線3・4・18の図面の丁度真ん中を通っているこの線は議題に乗らなかったのかどうか、10回と言っても継続的な任期もありますし、それらは全然除外したまま審議はここまで進んで公聴会もしているから全て審議は出来ないというのであれば、審議出来ないんですけれども、あえてその辺は絵をかいてあるだけのような気がしますので、規制がされていること自身が住民にとってプラスになるのか、この辺を事務局サイドにお尋ねします。

◎ 議 長

事務局で今の件に関しまして、どうぞ。

◎ 事務局

今回の案件は、諮問という形をとらせていただいておりますので、それ以外の路線についてはご勘弁いただきたいと思っております。それから八幡宮線について今まで議題に乗らなかったということですが、住民説明会等も行いまして、この路線については変更は特にないということ聞いております。そういうこ

とで今回は省略させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

◎ 課 長

はい。他にどなたかございますでしょうか。

無いようでしたら次の諮問第2号「千曲都市計画道路の変更（千曲市決定）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

◎ 事務局

（諮問第2号朗読）

続きまして諮問第2号「千曲都市計画道路の変更（長野県決定）について」説明申し上げます。

事前にお配りさせていただきました、千曲都市計画道路の変更（長野県決定）の綴りをご覧ください。

◎ 委 員

いいですか。

◎ 議 長

はいどうぞ。

◎ 委 員

諮問が2つありまして一括上程で一括採決なのか、1号ずつ採決をしていくのかこの辺をきちっとしていただいて、議長さん如何様に進めるのか、2つ一緒にやって一括でやるんなら続けてもらっていいんですが、その辺だけ確認させていただきたいと思います。

◎ 事務局

お答えします。先ほどもご説明申し上げましたとおり本日の日程は諮問及び質疑応答までとさせていただきたいと思います。ですから諮問第1号が終わりまして今質疑応答を受けました。ここで諮問1号については終わりになります。諮問2号につきましてもこれから説明をしまして質疑応答をいただき終わらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

◎ 議 長

はい、それではお願いいたします。

◎ 事務局

事前に配布させていただきました、千曲都市計画道路の変更（長野県決定）の綴りをご覧ください。

なお、本件は、長野県決定の案件でありますので、6月上旬に開催される長野県都市計画審議会において審議をされる予定であります。長野県都市計画審議会へ付議するにあたりまして長野県知事から千曲市長の意見が求められている内容であります。

1 ページをご覧ください。今回ご審議いただく変更および一部廃止路線の一覧表となっております。変更および一部廃止の理由といたしましては、本都市計画区域において社会情勢等を勘案し街路網の見直しを行った結果、4 路線について、2 路線を起点の変更、1 路線を幅員の変更、1 路線を隅切の廃止を行うものであります。

次のページ、2 ページになりますが、A 3 版の千曲都市計画道路の変更総括図（長野県決定）をお開き下さい。

まず、図面（総括図）の上の方から申し上げます。「3・4・13 一重山線」を、道路延長 7,100 m から 6,340 m に、そのすぐ下の「3・4・14 駅前線」を、垂直に接する「3・4・18 川西線」の廃止に併せて隅切部分を廃止、その斜め右下になりますが、「3・4・2 国道線」を、道路延長 8,170 m から 6,610 m に、最後、図面の一番下になりますが、「3・5・5 戸倉上山田線」を、一部区間の道路幅員を 16 m から 12 m に変更するものです。

次のページをお開きください。今回の千曲都市計画道路（長野県決定）の変更理由書でございます。

次のページをお開きください。今回の千曲都市計画道路（長野県決定）の変更の経緯及び今後のスケジュールとなっております。

今後の予定であります。本日本審議会におきまして諮問され、16 日に計画案の広告を行います。当日 16 日から 5 月 1 日までの間、都市計画法第 17 条第 1 項の規定により計画案の縦覧を行い、先ほど訂正いただきましたが、5 月 7 日の都市計画審議会での長野県に対する千曲市の意見を提出するための答申を経まして、6 月上旬に開催される長野県都市計画審議会にて審議承認され、その後都市計画決定の告示および縦覧等の変更手続きを行う予定であります。

以上で諮問第 2 号「千曲都市計画道路の変更（長野県決定）について」の説明を終わります。

◎ 議 長

只今事務局から説明があったわけですが、何かご質問がございますでしょうか、ありましたら挙手を持ってお願いします。

本日のこの諮問案件につきましては、次回の審議会におきまして答申させていただきます。何かご質問ありますか。 はい。

◎ 委 員

ちょっと 1 点質問、これは勉強不足と言えばそれでおわりですけども、屋代のですね栗佐の信号を起点としたあの辺ね、国道、これは今回のこのこの短縮するのに影響は出てこないのか、関係ないのかな、これちょっと確認したいんですが、というのは県下でも有数な慢性渋滞地域が、もしこの長野県の変更によって、ここが外れてくると、むしろ入ってきてあそこを改良する希望とすれば、本久さんのあそこで四車線が二車線に絞られ、栗佐の信号の間が二車線になっているから、もう渋滞渋滞と、せっかく 1-2 1 号線の千曲線が完成してもあそこで慢性になってしまうというようなことからこれと影響があるのか無いのか、今回の答申との関係、全然もう外れてますよというようなことなのか、お尋ねします。

◎ 議 長

はい、事務局の方で。

◎ 事務局

お答え申し上げます。国道線につきましては、廃止した時の影響ですが、交通量調査等を実施しております。その中で今回廃止をしても交通量については変わらないという結果をいただいておりますので、今回は一部区間を廃止させていただきますということですがよろしいでしょうか。

◎ 委 員

私の質問でその場所は合っているかどうか、今回の諮問に対して、それで合っていてその理由だというならまた質問するんですが、全然外れているといえ外れていてやむ負えないのですが。

◎ 事務局

委員さんからのご質問で、今回廃止する部分は図面の黄色い部分になっているんですが、そこ自体は国道 18 号ではなくて、更埴庁舎のすぐ脇、昔のヨークマツヤ等の横になってくるんですけども、その廃止をした場合に国道 18



号自体に交通量の影響があるかということで、21年22年で千曲都市計画道路の整備プログラムを策定した中で、交通量推計をプログラムで回してみたんですが、国道18号自体の渋滞というのは廃止してもさほど変わらなくて、最終的には国道18号バイパスが完成しないことには18号の交通量は減ってこないということになっておりますので、今回の廃止に伴う交通量の増加とかそういうことは無いという結果になっております。

◎ 委員

あのね、都市計画審議会自体が形骸化しているんですよ。この図面見せられても、ここで生まれて70年生きてるけど、どこの道だか全然わからない。やっている人は良く分かっていると思うけど、倉科や桑原がどこだか分からない。だからもうちょっと、我々に責任ある回答を出させたかったら、こういう資料は形式論なんだ皆、県も市も、ほんとに中へ入って我々が、ああそうここはこうだと見るためには、この諮問資料ではこれは形骸化しているということを良く指摘しておきます。もうちょっと審議出来るようにしなければ、こんな資料もらってもなんだか分からない。だからはあはあって言うよりしょうがない。それだけのこと。しっかりやってほしい。

◎ 議長

はい、事務局。

◎ 事務局

大変申し訳ありません。次回からは大きく見やすい資料をつくりますのでご了承のほどよろしく願います。すみませんでした。

◎ 委員

それで今、委員さんのお話にありましたように、諮問されている所がはずれているといえども審議にはならないんですね、そうでなくして私は、18号が慢性渋滞になっているということを色々な調査から推計して、そうでないような事務局の答弁をされても全然納得いかない訳ですよ。それでここへ来て都市計画審議会でもOKになりましたからすーっといったなんていったら、我々本当に恥ずかしい話ですよ。それと今議長が言ったように形骸化してる、もうここまで来れば、その次の一番最後に出ている公聴会も済んでいる、だから市民から一言もなかった、何もないからこれで全部通ってっちゃうなんていったら我々はいけませんわ、もうちょっと真剣に我々は大きい目を見て、時間の無駄かもしれないけれども、これに関係するとしたならば、もうちょっと手を伸ば

して屋代の18号、いつもラジオ付ければ道路情報は、屋代の警察署からあその間と言っているでしょう、こんな事を見れば、千曲線が良くなれば良くなるという、これはちょっと我々都市計画審議委員として責任を逃れない場面だという風に感じます。そんな事ですね、そこ関係無いよと言えばそれまでですが、本当に関係無いのでしょうかあるのでしょうか。もう審議するその部分について屋代の栗佐の信号から次の栗佐北の間は常に慢性、四車線に来て二車線になるのだから慢性になる訳ですよ、それが都市計画に関係あるのか無いのか、何の関係も無いならあれなんだが、ちょっと専門の先生に県の関係で何かあったら教えていただきたいんですが。

◎ 議 長

どうぞ。

◎ 委 員

都市計画道路の決定の経過から申し上げますと、今の現国道の現道の部分はインターの所から周辺は3キロぐらい四車線になってます。それから塩崎の方に上田バイパスという形で計画されている道路がありまして、稲荷山地籍で一部供用されている所があるんですが、これが本来の今の現国道を代替する路線ということで、現在二車線の現道を将来交通を見ながら四車線に分割するというので、この今の栗佐なり杭瀬下の渋滞を将来的に解消するという決定で、今国土交通省の方でも事業を実施しています。ということで現在の今の黄色の部分これは都市内の発生道路でございますし、現在の道路が現に国道が代替機能をしておりますので、この部分を廃止しようがしまいが、現在の国道の渋滞は、将来的に先ほど事務局が申し上げたように、国道バイパスが完成しないと解消しないという事になるんですが。まあそういうことでの100年の体系での決定での、ということでございますのでご理解願いたいと思います。

◎ 議 長

貴重なご意見ありがとうございます。他にどなたか、はい委員さんどうぞ。

◎ 委 員

この図面なんですけど、拡大鏡で見てもちょっとわからないんですが、一般の閲覧とか公聴会でもこの図面ですか。これ見てわかる人はほとんどいないと思いますよ、意見申し出る人はね。

◎ 事務局

お答え申し上げます。総括図ということでまずこのA3版を載せまして、添付図面ということで折り曲げた図面で開いて見れるように、部分部分は2500分の1等の大きさに用意はしてございます。

◎ 委員

このような会議をやる時には模造紙台の大きい図面を2か所ぐらい貼っていただいて、良く見て意見を申し上げられるような体制をとってもらった方がいいと思います。全然この図面では我々も解らないですよ。

◎ 事務局

貴重なご意見ありがとうございます。その通りにして参りたいと思います。

◎ 議長

他に何かありますでしょうか。

(進行の声あり)

◎ 議長

進行という声がございますので進行させていただきます。本日の諮問案件につきましても、次回の審議会におきまして答申とさせていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

◎ 議長

それでは異議なしと認めさせていただきます。以上で本日の議事は全て終了いたしました。拙い議長で申し訳ございませんでした。これをおもちまして私の責務は下ろさせていただきます。どうも御苦労さまでした。

(議事終了)